

浜田市ごみの戸別収集実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみを集積所（以下「ごみステーション」という。）に排出することが困難な世帯に対し、ごみの戸別収集（以下「戸別収集」という。）を行うことにより、これを支援し、もって廃棄物の適正な処理を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、浜田市とする。

(対象世帯)

第3条 戸別収集の対象となる世帯（以下「対象世帯」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる者のみで構成される世帯のうち、ごみステーションへのごみの排出が困難又はごみの分別能力がないと認められるものとする。

- (1) 65歳以上で介護保険の要介護認定を受けている者
- (2) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者
- (3) 前2号に規定する要介護認定又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付（以下「要介護認定又は手帳交付」という。）を申請中の者
- (4) その他市長が必要と認める者

(申請手続及び利用決定)

第4条 戸別収集を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、ごみの戸別収集申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 介護保険被保険者証（要介護状態区分等記載のもの）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の写し（前条第1号又は第2号に規定する者に限る。）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、当該世帯の生活状況等について調査を実施し、戸別収集の実施の可否を決定し、ごみの戸別収集決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた申請者であって、前条第3号に規定する者は、要介護認定又は手帳交付に係る申請の結果を知った日から2週間以内に、当該結果が分かる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(利用者の義務)

第 5 条 前条第 2 項の規定による戸別収集の実施の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、市の定める分別方法に従って、ごみの分別を適正に行わなければならない。ただし、認知症等の事情により適正な分別が困難な世帯については、この限りでない。

(戸別収集の実施日)

第 6 条 戸別収集の実施日(以下「実施日」という。)は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該実施日が祝日又は年末年始に当たる場合は、戸別収集は実施しない。ただし、直近の実施日から次の実施日までの期間が 2 週間を超える場合は、その期間内における平日に戸別収集を実施することができる。

(指定居宅サービス事業所等変更の届出)

第 7 条 利用者は、指定居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所が変更になったときは、指定居宅サービス事業所等変更届(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

(収集の停止又は廃止の届出)

第 8 条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ごみの戸別収集停止(廃止)届(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 入院するとき。
- (2) 自宅を長期間留守にするとき。
- (3) 施設に入所するとき。
- (4) 市外に転出するとき。
- (5) 対象世帯に該当しなくなったとき。

2 市長は、利用者から前項の届が提出されたときは、ごみの戸別収集停止(廃止)通知書(様式第 5 号)により利用者に通知するものとする。

3 前 2 項の手続は、利用者の実情に応じ、電話連絡等により、これに代えることができるものとする。

(連携)

第 9 条 この事業は、利用者を担当する指定居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所その他関係機関と連携して実施するものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 20 日から施行する。

別表（第 6 条 関係）

地域区分	収集日
浜田地域東部地区	木曜日
浜田地域西部 1 地区	水曜日
浜田地域西部 2 地区	金曜日
金城地域	水曜日
旭地域	水曜日
弥栄地域	木曜日
三隅地域	水曜日